

鹿児島オンブズマン
代表 統 博治 様

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



平成18年11月17日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり一部を開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等	・公社等外郭団体に再就職した県退職者の状況 （「公社等外郭団体見直し方針（平成17年3月策定）」に基づく公表資料） ・再任用職員配置表（平成18年度定期異動資料）	
求めることができる開示の実施の方法	閲覧，写しの交付	
開示を実施する日時及び場所	日時	平成18年12月15日 午前・午後10時00分
	場所	県政情報センター（県庁行政庁舎2階）
開示しない部分及び開示しない理由	あなたの請求内容のうち，今回開示対象となった再就職者以外の再就職者に係る文書は作成しておらず，存在しません。	
開示の実施の方法の申出に関する事項	あなたが開示請求書に記載された方法（写しの交付）により開示を請求することができますので，申出を行う必要はありません。 なお，開示の実施の方法の変更（閲覧）を希望される場合は，電話等により連絡してください。	
事務担当課	人事課 人事係 電話番号 099（286）2111 内線2049	
備考		

- 注1 開示を実施する日時に都合が悪いときは，あらかじめその旨を電話等により，事務担当課まで連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には，この通知書を係員に提示してください。
- 3 郵送により写し等の交付を実施する場合は，注2の手続は不要です。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において，当該第三者から異議申立て（~~審査請求~~）があったときは，当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので，御了承ください。

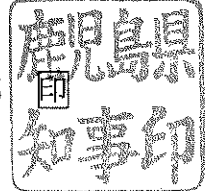
この決定に不服がある場合には，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，鹿児島県知事 伊藤祐一郎に対して異議申立て（~~審査請求~~）をし，又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に，県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事 伊藤祐一郎となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし，異議申立て（~~審査請求~~）をした場合は，この決定の取消しの訴えは，その異議申立て（~~審査請求~~）に対する決定（~~裁決~~）の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

公文書一部開示決定通知書

財管第163号
平成18年12月6日
(財産管理課扱い)

続 博治 様

鹿児島県知事 伊藤祐一郎



18年11月17日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり一部を開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等	平成16年度 鹿児島県行政庁舎清掃業務委託の入札執行伺い、入札執行調書、見積執行調書、入札執行結果表(公表用) 平成17, 18年度 鹿児島県行政庁舎清掃業務委託の入札執行伺い、入札執行結果表(公表用)	
求めることができる開示の実施の方法	閲覧, 写しの交付	
開示を実施する日時及び場所	日時	平成18年12月15日 午前10時
	場所	県庁県政情報センター
開示しない部分及び開示しない理由	<p>○ 鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当 代理人の氏名については個人に関する情報であって、原則としては不開示であり、同号ただし書きのいずれにも該当しない。</p> <p>○ 鹿児島県情報公開条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当 予算額, 設計額, 予定価格, 調査基準価格, 入札書比較価格に対する比較については、将来の同種の事務又は事業の円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とする。</p>	
開示の実施の方法の申出に関する事項	<p>あなたが開示請求書に記載された方法（窓口での写しの交付）により開示を実施することができますので、申し出を行う必要はありません。</p> <p>なお、開示の実施の方法の変更（閲覧）を希望される場合は電話等により連絡してください。</p>	
事務担当課	鹿児島県 出納室 財産管理課 電話番号 099(286)3795	
備考		

- 注1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注2の手続は不要です。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から異議申立て（~~審査請求~~）があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

裏面

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鹿児島県知事 伊藤祐一郎に対して異議申立て~~（審査請求）~~をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿児島県知事 伊藤祐一郎となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立て~~（審査請求）~~をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その異議申立て~~（審査請求）~~に対する決定~~（裁決）~~の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第3号様式（第3条関係）

公文書一部開示決定通知書

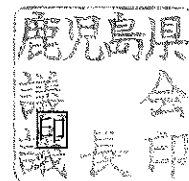
鹿 議 第 1 5 1 号

平成18年12月11日

（総務課扱い）

鹿児島オンブズマン
代表 統 博 治 様

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫



平成18年11月17日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり一部を開示することを決定したので、鹿児島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等	平成17年度政務調査費に係る次の文書 1 収支報告書 2 添付書類としての事業実績報告書 3 領収書, 視察報告書その他の添付書類	
求めることができる開示の実施の方法	閲覧, 写しの交付	
開示を実施する日時及び場所	日時	平成18年12月15日 午前・午後 10時00分
	場所	県政情報センター
開示しない部分及び開示しない理由	鹿児島県政務調査費の交付に関する条例第9条及び同規則第5条の規定で提出を義務づけているものは, 上記1の収支報告書及び, 2の事業実績報告書であり, 3については, 提出することとなっておらず取得しておりません。	
開示の実施の方法の申出に関する事項	あなたが開示請求書に記載された方法(写しの交付)により開示を実施することができますので, 申し出を行う必要はありません。 なお, 開示の実施の方法の変更(閲覧)を希望される場合は, 電話等により連絡して下さい。	
事務担当課	鹿児島県議会事務局 総務課経理係 電話番号 099(286)2111 内線 5022	
備考		

注1 開示を実施する日時に都合が悪いときは, あらかじめその旨を電話等により, 事務担当課まで連絡して下さい。

2 公文書の開示を受ける際には, この通知書を係員に提示して下さい。

3 郵送により写し等の交付を実施する場合は, 注2の手続は不要です。

- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鹿児島県議会に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県（この訴訟において県を代表する者は、鹿児島県議会議長）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

鹿 議 第 152号
平成18年12月11日
(議事課 扱い)

鹿児島オンブズマン
代表 続 博治 様

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫



公文書の開示請求の却下について (通知)

平成18年11月17日付けで開示請求のあった公文書については、下記のとおり請求を却下しますので通知します。

記

1 開示請求のあった公文書の名称等

平成18年度定例会の総務警察委員会会議録 (存在する直近のもの2回分)

2 却下の理由

開示請求のあった公文書は県立図書館、県政情報センター等において一般の利用に供することを目的として保管されていることから、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)第2条第2項ただし書の規定により、同条例による開示請求の対象から除外されるため。

3 不服申立て等に関する教示

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鹿児島県議会議長金子万寿夫に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は鹿児島県議会議長金子万寿夫となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合は、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

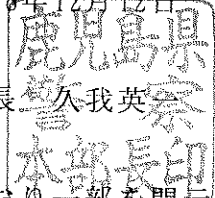
公文書一部開示決定通知書

鹿捜一第574号

平成18年12月12日

続博治 様

鹿兒島県警察本部長 久我英



平成18年11月17日付けで開示請求のあった公文書については、次のとおり一部を開示することを決定したので、鹿兒島県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称等	捜査第一課の平成17年度の県費犯罪捜査報償費に係る現金出納簿、報償費支払精算書及び支払伝票	
求めることができる開示の実施の方法	閲覧、写しの交付	
開示を実施する日時及び場所	日時	平成18年12月18日 午後 1時30分
	場所	警察情報センター（警察庁舎1階）
開示しない部分及び開示しない理由	別紙のとおり	
開示の実施の方法の申出に関する事項	あなたが開示請求書に記載された方法（写しの交付）により開示を実施することができますので、申出を行う必要はありません。 なお、開示の実施の方法の変更（閲覧）を希望される場合は、電話等により連絡してください。	
事務担当課	捜査第一課 理事官 電話 099-206-0110	
備考		

- 注1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。
- 2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 3 郵送により写し等の交付を実施する場合は、注2の手続は不要です。
- 4 開示決定に係る公文書に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から異議申立て（審査請求）があったときは、当該公文書の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合又は開示の日時を変更する場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鹿兒島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は鹿兒島県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

別紙

公文書の名称等	開示しない部分	開示しない理由
現金出納簿	<ul style="list-style-type: none"> 年月日欄，摘要欄，収入金額欄，支払金額欄及び差引残高欄 	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共安全等情報）に該当</p> <p>県費犯罪捜査報償費の個別の執行等に関する情報が記録されており，これらの情報と他の情報との比較，分析によって，捜査の動向が推測され，被疑者等の事件関係者において逃亡，証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあるなど，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人情報）に該当</p> <p>警察職員（警部又は同相当職以上の警察職員を除く。）の氏名は，特定の個人を識別することができる情報であり，かつ，同条同号ただし書のいずれにも該当しない。</p>
報償費支払精算書	<ul style="list-style-type: none"> 全部 	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共安全等情報）に該当</p> <p>県費犯罪捜査報償費の個別の執行に関する情報が記録されており，これらの情報を公にすることにより，捜査の動向が推測され，被疑者等の事件関係者において逃亡，証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあり，また，捜査協力者等が特定され，被疑者等により危害を加えられるなどのおそれがあるなど，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人情報）に該当</p> <p>警察職員（警部又は同相当職以上の警察職員を除く。）及び捜査協力者の氏名等は，特定の個人を識別することができる情報であり，かつ，同条同号ただし書のいずれにも該当しない。</p>

支払伝票	<ul style="list-style-type: none"> 全部 	<p>鹿児島県情報公開条例第7条第4号（公共安全等情報）に該当</p> <p>県費犯罪捜査報償費の個別の執行に関する情報が記録されており，これらの情報を公にすることにより，捜査の動向が推測され，被疑者等の事件関係者において逃亡，証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがあり，また，捜査協力者等が特定され，被疑者等により危害を加えられるなどのおそれがあるなど，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>鹿児島県情報公開条例第7条第1号（個人情報）に該当</p> <p>警察職員（警部又は同相当職以上の警察職員を除く。）及び捜査協力者の氏名等は，特定の個人を識別することができる情報であり，かつ，同条同号ただし書のいずれにも該当しない。</p>
------	--	--